資料３

京都市「たばこ」に関する取組について

１　受動喫煙の防止

（１）公共性の高い施設等における受動喫煙防止の推進について

健康増進法の改正を見据え，法改正に先立ち，本市独自の取組として，新たに以下の取組を推進している。

・　すべての本市行政機関の，敷地内禁煙もしくは屋内禁煙を年度末までに実施する。
　また，国の行政機関については，平成３０年１月に屋内禁煙への協力依頼を行った。

・　これまでの妊産婦の禁煙，妊産婦及び乳幼児の前での禁煙の啓発を，受動喫煙による健康影響が大きい妊産婦，子ども，病気の人など特に配慮が必要な人に拡大し，あらゆる場面での受動喫煙を防止するため，京都府医師会，京都府薬剤師会，京都府歯科医師会，タクシー業務センター等に受動喫煙防止普及啓発ポスター，チラシ等を配布し，市民向けの啓発を行っている。

・　平成３０年１月から３月にかけて，市内飲食店７，０００店舗へ郵送及び１，０００店舗へ訪問による屋内禁煙への協力依頼を行っている。

・　喫煙者への啓発及び喫煙場所での啓発として，コンビニ店頭の喫煙スペースからの受動喫煙を防ぐため，人の前ではたばこを吸わないようにするなど喫煙マナーの向上を啓発するためのステッカーの貼付依頼を行った。

・　法改正に基づく受動喫煙防止対策が円滑に進むよう，飲食業界，商店街，公共交通業界等の関係団体と，推進方策や課題について協議をはじめている。

（２）世界禁煙デー，禁煙週間の取組（５月３１日～６月６日）

・　四条烏丸交差点付近で受動喫煙防止に対する普及啓発を，京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会と協働で実施した。

・　京都女子大学，立命館大学において，受動喫煙防止に対する普及啓発を京都府と協働で実施した。

・　イベントや検診等の機会に，禁煙や受動喫煙防止の大切さを呼びかけた。

・　高台寺にて，庭園の無料開放と夜間ライトアップ等を行い，来場者へ受動喫煙防止のＰＲを実施。また，京都府医師会館，京都市役所及び京都府庁旧本館等のライトアップをＮＰＯ京都禁煙推進研究会，京都府と共催で実施した。

（３）官民一体での受動喫煙防止の推進　「店頭表示ステッカー」の市内の全飲食店店舗への普及について

・　平成２７年１２月の京都市，京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会，日本たばこ産業株式会社との包括協定に基づき，平成２８年２月から，市内の全飲食店店舗への普及活動を実施している。

・　平成３０年１月から２月にかけて，これまでの取組の結果，「店頭表示ステッカー」の配布のみにとどまり，店頭への表示に至っていない市内８５７店舗の飲食店舗に対して，個別訪問のうえ店頭表示について再度，依頼・勧奨を行っている。

２　未成年者の喫煙防止

（１）防煙セミナー（喫煙防止教育）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し，未成年者の喫煙を無くすことや，「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし，京都府医師会，ＮＰ

○京都禁煙推進研究会，京都市教育委員会と協力して実施している。

防煙セミナーの経年実施状況

	種別/年度	27 年度	28 年度	29 年度
学校数（延）	中学	45	46	36
	高校	5	5	6
	合計	**50**	**51**	**42**
生徒数（延）	中学	6,025	6,310	4,761
	高校	655	727	658
	合計	**6,680**	**7,037**	**5,419**

（２）未成年者向け防煙パンフレットの配布

たばこの害を未成年者にわかりやすく記載したパンフレットを市立中学校を通じて配布している。

３　妊産婦の喫煙防止

保健福祉センターにおける母子事業（母子健康手帳交付，乳幼児健診，プレママ・パパ教室）を通じて，妊産婦向け禁煙パンフレット等を使用しながら，妊産婦を対象に保健指導を実施している。

４　成人の喫煙率の減少

保健福祉センターにおける肺がん検診等での禁煙パンフレットの配布・説明や，成人式及び大学での献血時におけるパンフレット等の配布により，広くたばこの健康影響について普及啓発を行っている。

５　その他活動

（１）京都市ホームページ（情報館）の活用

たばこ対策行動指針や，受動喫煙防止に関する取組等をホームページで紹介している。

（２）「市長の手紙」等市民からの問合せ対応

市長の手紙等市民から受動喫煙の意見が寄せられた場合，対象の場所や店舗に出向き，事象の確認や対象店舗や所管機関への助言などを行っている。

（平成２９年度対応件数（２月末時点）５３件）

＊　参考

【路上喫煙対策について（文化市民局）】

〇　「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の抑制を図るため，平成 19 年 6 月に施行された。

平成 19 年 5 月 29 日	条例の制定
平成 19 年 6 月 1 日	条例の施行
平成 19 年 11 月 1 日	禁止区域の指定（河原町，四条通等 10 の通り）
平成 20 年 6 月 1 日	路上喫煙等禁止区域での違反者に対し，1,000 円の過料処分を開始
平成 22 年 7 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大（市内中心部　約 16.5 ㎞）
平成 24 年 2 月 1 日	路上喫煙等禁止区域の拡大「京都駅地域」，「清水・祇園地域」（約２７．４km）

〇　京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H 29 (1 月末)
過料処分件数	480	391	2,754	5,638	6,794	4,380	2,968	2,225	1,632	960

〇　京都市路上喫煙率について（%）

場所/調査時期	平成 19 年 7 月～9 月	平成 20 年 8 月	平成 22 年 8 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 2 月	平成 29 年 10 月
市内中心部	0.68	0.10	0.16	0.08	0.09	0.02
京都駅地域	—	—	—	0.33	0.23	0.03
清水・祇園地域	—	—	—	0.11	0.11	0.01